

# コンサルタントを活用しませんか！

長崎労働局では、労働時間・休日・休暇等に関する相談や助言を行うため、専門的な知識を有する『働き方・休み方改善コンサルタント』（社会保険労務士など労働問題の専門家）を配置しています。

コンサルタントは、労働時間等の研修会の講師も行っています（要予約）、費用はかかりませんので、是非ご活用ください！！

例えば・・・

- 所定外労働時間を削減するにはどうしたらいい？
- 一か月単位など変形労働時間制を導入するにはどんな手続きが必要？
- 36協定の締結・届出（限度時間数、特別条項）について
- 法定の休暇制度にはどんなものか？
- パートタイム労働者の年次有給休暇はどうすればいい？
- 年次有給休暇の計画的付与制度とはどのような制度？
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）ってどんなこと？
- 就業規則の制定・改正の手順・・・など

## 働き方・休み方改善コンサルタント 利用申込書

平成 年 月 日

長崎労働局労働基準部監督課 行

事業場所在地

事業場名

担当者職氏名

電話番号

働き方・休み方改善コンサルタントによる（ アドバイス 講師派遣 資料の提供 ）  
を受けたいので申し込みます。

|      |   |
|------|---|
| 事業内容 |   |
| 労働者数 | 名 |
| 希望内容 |   |

お手数ですが、下記のあて先に F A X または郵送によりお申し込みください。

<個人情報の取り扱いについて>

本申込に関して取得した企業情報並びに個人情報については、本申込に関する事務のみに使用し、当該事業場並びに当該個人の許可なく目的外に使用、提供しません。

〒 8 5 0 - 0 0 3 3

長崎市万才町 7 番 1 号 住友生命長崎ビル 6 階

長崎労働局労働基準部監督課

TEL 095-801-0030

FAX 095-801-0031